

竹原市総務文教委員会

平成31年3月15日開議

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第30号 工事請負契約の締結について

(平成31年3月15日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
松 本 進	出 席
吉 田 基	欠 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
堀 越 賢 二
川 本 円
井 上 美 津 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	今 榮 敏 彦
副 市 長	田 所 一 三
総 務 部 長	平 田 康 宏
財 政 課 長	向 井 直 毅

午前10時58分 開議

委員長（今田佳男君） 開会前ですが、吉田委員から体調不良のため欠席届が出ております。

それから、傍聴の許可申請書が出ております。中国新聞の山田記者から傍聴の許可申請が出ておりますが、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 改めまして、おはようございます。

本日の委員会は、先ほど本会議で追加上程されました議案第30号に対する審査を行うものです。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、付託案件の審査を大きく2段階に分け、第1回目は詳細にわたる一問一答による質疑を行い、委員外議員の質疑、その後、委員による自由討議を行います。詳細審査がおおむね終了した後、第2回目として自由討議の結果を踏まえ、引き続き大綱的な質疑の後、討論、表決と考えております。

また、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は委員会付託議案等一覧表（その2）に記載のとおりであります。

副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（田所一三君） 本日は、委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、委員会を開催していただきありがとうございます。

本日は、先ほど委員長の方からございましたように、本定例会に追加して提出させていただきました議案につきまして説明をさせていただきます。議案につきましては、認定子ども園建設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。慎重な審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

委員会審査の方法としましては、議案説明を受け、詳細質疑、委員間の自由討議の後、全体質疑、討論、採決と考えております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

それでは、議案第30号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、議案第30号の工事請負契約の締結について、議案書及び議案参考資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、議案書の1ページをお開きください。

議案の内容につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次に説明をする予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、（仮称）竹原市立たけはら認定こども園建設工事でございます。契約の方法につきましては、条件付き一般競争入札の事後審査型でございます。契約の相手方は、平原・勝谷特定建設工事共同企業体、いわゆるJVと言われるものでございます。その構成する会社につきましては、代表者が東広島市西条土与丸四丁目2番48号、平原建設株式会社で、構成員が、竹原市中央二丁目1番15号、株式会社勝谷組です。契約金額については、消費税を含めまして5億1,648万8,400円で、工期については当該議案が可決された日の翌日から平成32年2月14日までを予定いたしております。

次に、工事の概要につきまして、議案参考資料で説明をさせていただきます。

議案参考資料の1ページをお開きください。

工事の概要につきましては、園舎及び屋外倉庫等の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事並びに駐車場、園庭整備及び遊具の新設等の外構工事でございます。具体的に申し上げますと、新築する園舎の構造は木造2階建床面積1,112.96平方メートルで、保育室を5室、遊戯室、多目的ホール、子育て支援室、また調理室、トイレ、倉庫、医務室及び事務室を整備するものでございます。外構部分につきましては、園庭に遊具や菜園等を整備するとともに、28台分の駐車スペースを設けるものです。

また、契約の相手方の決定方法につきましては、市内建設業者の入札参加機会を確保す

るため、特定建設共同企業体による事後審査型の条件付き一般競争入札といたしました。建設工事入札参加選定委員会を今年1月10日に開催する中で、特定建設共同企業体の代表者及び構成員の参加資格要件を定め、1月11日に入札を公告、2月15日に電子入札システムにより開札を行ったところ、有効な入札を行った特定建設工事共同体2社から入札がございました。このうち、最低価格で入札をした平原・勝谷特定建設工事共同企業体を第1落札候補者として資格要件の事後審査を行い、同共同企業体が参加資格要件を満たしていることを確認をいたしましたので、落札者と決定をいたしましたものでございます。

説明は以上でございます。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、議事の都合上、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時10分 再開

委員長（今田佳男君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

委員による質疑を一旦保留とし、お手元に配付のとおり、高重議員から委員外議員の発言の申し出がありました。

お諮りします。

高重議員の発言を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員です。よって、高重議員の発言を認めることに決しました。

この際、高重議員に申し上げます。審査の都合上、発言時間は一括で10分以内といたします。本来、委員外議員の発言というのは所管事項や付託案件審査において特定の委員外議員が審査に必要な知識を持っている場合に、それを委員会審査に活用するものであります。また、その知識を活用するに当たり、その発言には議題に対する質疑も含まれることとなっております。よって、先ほども確認しましたように、発言の内容が付託議案の審査に関わることから逸脱または委員の質疑と重複した場合は委員長から注意を行います。

それでは、委員外議員の議員席のマイクにて発言を行ってください。

高重議員，どうぞ。

委員外議員（高重洋介君） 委員長，まず1つ，この資料をもとに質疑をさせてもらうのですが，企業名を余り出すと迷惑がかかってはいけないので，この番号順に1番，2番，3番というふうにさせていただきます。

委員長（今田佳男君） 了解しました。

高重議員。

委員外議員（高重洋介君） それでは，質疑をさせていただきます。

このたびの議案は，議案第30号工事請負契約の締結についてでございます。

ここの落札業者に対して，私が意見を申すのではなく，今回先ほど課長からも説明がございましたが，有効な入札を行った特定建設共同企業体2社のうちというふうでございます。しかし，インターネットの入札の結果のところは3社というふうになっています。また，その3社目の方のところは全て空白というふうになっておりますが，大体毎回見させてもらうのですが，今までこういった空白という部分はなかったと思うのです。最低価格を下回っているから失格とか，辞退があったとかというふうなことが，何らかの理由があるとは思いますが，その辺をお聞かせください。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 今回の有効な入札が2社ということで，実際に電子入札を行った業者というのは先ほど高重議員さんおっしゃるとおり3社でございました。今回の入札におきまして，その応札を行った1社から開札前に自社の入札に不備があった旨の申し出がございました。不備の内容につきましては，提出された書類において形式的なものであればミスがあったというものでございまして，一旦提出された入札書及び工事内訳書につきましては，公正な入札手続の執行の観点から書きかえや撤回というものが認められないことになっておりまして，また電子入札システム上でも開札後でなければ辞退等の事務上の手続の処理もできないというような設定となっておったところでございます。こうした状況の中で，開札当時に辞退届が提出され，これを認めたものということで，その残りの2社が有効な入札を行ったものというふうに説明をさせていただいたものでございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 高重議員。

委員外議員（高重洋介君） 時間がないので，もう簡潔に聞かせていただきます。

電子入札を入れた時点で取り下げはできないということですが，これはできたというこ

とですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらはさきに電子入札システムに辞退ができなかったので、開札後に辞退をされたということで御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 高重議員，時間は高重議員さんの質問時間で行っておりますので，いっぱい質問してください。

高重議員。

委員外議員（高重洋介君） 開札後ということですよ。開札後ですね。開札後であれば，済みません。この3番の業者の入札金額を教えてください。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 入札書に記載された金額は，これは税抜き価格にはなりますが，4億5，774万1，000円となります。

委員長（今田佳男君） 高重議員。

委員外議員（高重洋介君） 今回の最低額ですね，この5億4，929万160円に対して，今回の最低限度額が4億5，774万1，000円ということは，この3番目の業者と，最低価格ぎりぎりであったということで。土木ではわかるのです。土木の入札であれば，ソフトを入れて金額がわかっていますから，ある程度の最低限価格が出ると思います。そこで，これまでも何社かが同率でくじになったりとかということがあります。建設というのは7割から8割が下請業者になります。そこを下請業者から出てきた金額を積み重ねて金額が出るわけじゃないですか。偶然といえば偶然なのか。こんな5億円近い金額で，よくこんな1，000円まで偶然ができるなというのが実感であります。

そこで，またお伺いするのですが，開札後に辞退をされたということであれば，この業者がまずは落札ということでもいいのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらは開札後に辞退届，電子システム上，これは開札後でなければ辞退ができなかったということで開札後というふうに申し上げましたが，事前にそのミスということで申し出があったことで，落札候補者にはまずしておりません。したがって，落札者とはなっていないということでございます。

委員長（今田佳男君） 高重議員。

委員外議員（高重洋介君） ミスがあったということで，おそらくこれを見ればJVであ

るところが1社で入札というミスではなかろうかというふうに思います。

一応、これ一般競争入札の事後審査型となっております。であるならば、入札後、速やかに辞退を受け入れたとあれば、この業者とこの金額について事後審査は行われましたか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 事後審査といいますのが、落札候補者となつてからの審査ということになりますので、落札候補者になる以前に辞退をされたということで、事後審査も行っていないということでございます。

委員長（今田佳男君） 高重議員。

委員外議員（高重洋介君） 行っていないということですね。

例えば、電子入札で入札に入ります。市の方は事後審査ということでわからないですね。金額とか大まかなものはわかると思うのですが。ただ、業者が自分で気づくのもちよっとどうかな。確かめたのでしょうか。そのことについて、市の方から開札前に指示があったのかどうか、お伺いします。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらから何かどうこうというような指示はいたしておりません。あくまでも入札をされた業者様からの辞退があったということでございます。

委員長（今田佳男君） 高重議員。

委員外議員（高重洋介君） 事後審査ということで、大体入札が終わって開札が終わりました。今回ではないですけど、3社いたとします。1つの業者に決まりました。あとの2社の業者には、事後審査中なのでという報告があると思うのですよ。ありますよね。それが、結局あなた方はこのたびは入札1番になりませんでしたという話ですよ。その事後審査中ですよという連絡をしたのが、2社しかいないので、1社だけですか。

委員長（今田佳男君） 高重議員、あと4分半です。

委員外議員（高重洋介君） はい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃるとおりでございます。

委員長（今田佳男君） 高重議員。

委員外議員（高重洋介君） 本当ですね。よく考えて発言してください。これ大変なことになりますよ。5億円、これからの未来ある子どものためにこの建物が建っていくわけで

す。その中で5億円というお金を使って、この財政難の中で、これからの子どもたちのためにやっていくのですよ。そこをよく考えてください。もう一回聞きます。事後審査中ですよというのは1社しか言っていませんか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） あくまで有効な入札を行った業者が2社ということでございますので、この辞退をされた方については、その時点でもう辞退をされたということで2社に対してそういった対応を行っているということでございます。

委員長（今田佳男君） 高重議員。

委員外議員（高重洋介君） 話をちょっと変えます。2月15日です、これ開札日が。2月15日ということは、2月15日はもう決定しますよね。決定するというか、1番の業者がです。一番金額の低い業者が決定しますよね。だったら、即座に通知が行きますよね。この1番の業者に通知をしたのはいつですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 済みません。この日にちについて、今資料を持ち合わせてございませんので。申しわけございません。確認をさせていただければと思います。

委員長（今田佳男君） 高重議員。

委員外議員（高重洋介君） また、確認をお願いしたいのですが、どちらにしても2月15日の10時が開札ですよ。ということは、もう午後にはわかっている話ではないのかなど。遅くても、何かの手続が、手違いがあっても次の日には。特に、来年2月14日が工期なので、急いでやらないといけないということもありますし。一応、仮契約が2月25日ですか、されているということで。審査にある程度、1週間程度の時間がかかるとしても、1週間までかからないとは思うのですけどね。そういうことがあるのかなど。

先日から海の駅の入札等々の時にも言わせてもらったのですが、バンブーの時もそうですけど、どうも不透明な部分が多いのですよ。この白紙でここへ出てくる部分も。これ多分、皆さん疑問に思いますよね、こういう状態であれば。もっと喜ばしいことなので、本当に皆さんに見ていただけるような、そういう入札で。どうも、僕はこの中でこれ、皆あれですよ。いろんな竹原で大きな会社でいろんな工事をされているわけですけど、これまでもJVで入ってきたりもしていますよね。その中で、条件の中で共同事業体というふうに出ているわけではないですか。そこに1社の名前を出すという、そういうミスが実際に起こるのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、以前も記載ミスということで、共同事業体で応札をしなければならないところを名称を1社の名称でされた事例というものがございました。そういったこともありまして、今回につきましては公告も含めてそういった形で事業名の記載ミスがないようにというような公告にも記載をされた中で、今回はミスがあったと。ただし、入札の工事内訳書等の関係書類の中には、当然JVを前提としてJVとして組む相手方のいわゆる委任状でありますとか、そういったJVを組む前提としての工事内訳書というのは出ておりましたので、これは単なる工事代表者名といいますか、いわゆる入札者の名称の記載ミスというふうに判断をいたしております。

委員長（今田佳男君） 高重議員。

委員外議員（高重洋介君） 事業者のミスと。単純なミスということであれば、ペナルティーですよね、もちろん。これもし、僕がここの会社にペナルティーを与えるために言うのではなしに、やっぱり今までの流れでペナルティーを与えられている業者いますよね。辞退すれば、ではペナルティーなしになるのだったら、これ何を基準に。今、済みません。どういうふうなことを考えられているか、お願いします。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） いわゆるペナルティー、指名除外の措置というようなことだと思います。こちらにつきましては、竹原市建設業者等指名除外要綱というものを定めまして、こちらの要綱に基づき指名業者の措置等の運用を行っております。

今回の案件につきましては、まず虚偽の記載についての案件について検討をいたしました。しかしながら、こちらについては自ら開札前に書類の不備等を申し出ておきまして、意図的なものではないというふうに判断をいたしております。あわせまして、不正または不誠実な行為ということについて検討をいたしました。こちらにつきましては、落札候補者の辞退に対して過去本綱の規定により、指名除外の処分を行ったことがあります。

これは過去の事例を申し上げますと、こちらは落札後にいわゆる自らの執行体制の不備等により工事の執行ができないということが判明したことによる辞退ということで、いわゆる実態的な違反ということで、こちらはペナルティーを科したものであります。本件につきましてはあくまでも事務上の形式的なミスということで、いわゆる公正公平な入札業務、また円滑な入札業務を阻害するものではないというふうに今現在判断した中で、指名除外等のペナルティーは科すものではないというふうに判断をいたしております。

委員長（今田佳男君） 残り1分15秒です。

高重議員。

委員外議員（高重洋介君） では、最後になると思いますが、何点か申しました。また、答弁ももらわないといけない部分もあるのですが、もう一度最後聞きます。事後審査は行っていないということですよ。それと、市の方からの指示はないということですね。例えば、電子入札後に自ら辞退を申し入れれば、ペナルティーはないという、この3点なのですけど。もう一度、聞きます。この会社に対して事後審査はしていない、市の方から手を加えた、指示があったということはないということでもいいのです。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 事後審査はいたしておりません。これは先ほども申し上げましたが、あくまで落札候補者となった者に対して事後審査を行うものでございますので、落札候補者となる以前のいわゆる辞退ということで、もうそこは事後審査はいたしておりません。また、それに対して指示、こうしろ、ああしろというような指示はいたしておりません。

委員長（今田佳男君） 残り18秒です。

高重議員。

委員外議員（高重洋介君） だから、市の方から辞退してくれえということにはなかったということですね。それと、委員の皆様にも一言。今回のこの件は入札の工事請負書のことです。この件はまた違うことなので、そこは審査の中では分けて考えてください。ありがとうございました。

委員長（今田佳男君） これをもって高重議員の発言について終結いたします。

それでは、質疑を一旦保留とし、これより自由討議に入ります。

委員外議員、執行部、傍聴者の方は退席してください。

ごめんなさい。委員長から一言申し上げます。

自由討議については、暫時休憩の中でとり行いますが、審査の過程上、マイクをオンにして、あくまでも委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、自由討議を始めます。

暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 0時14分 再開

委員長（今田佳男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本委員会への付託案件について、詳細審査はこの程度にとどめ、全体審査は13時15分から再開することとし、暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午後0時14分 休憩

午後1時28分 再開

委員長（今田佳男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き総務文教委員会の全体審査を行います。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（今榮敏彦君） 委員長をはじめ、委員各位におかれましては追加提案に関わりましての会議の開催、まことにありがとうございます。慎重なる御審議の上、適切に御決定を賜りますようにどうぞよろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

それでは、議案第30号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

第1回の委員会において、契約の相手方の決定方法については一定の説明を受けましたが、時系列を追っての詳細な説明をしていただきたいという意見がありましたので、いま一度説明をしていただくようによろしく願いいたします。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

今回の案件でございますが、電子入札システムということでございますので、流れも含めまして御説明させていただきます。

本市におきましては、ホームページにおきまして一般競争入札案件について公告いたしますとともに、広島県が運営いたします電子入札システムに案件及び入札日時、開札日等の必要な情報を登録いたします。ホームページで公告内容を確認された業者は、その資格要件の適否につきまして自ら判断され、広島県の電子入札システムを通じて入札されます。電子入札システムでは、一度入札された事案につきましては開札時まで入札者、入札された業者は訂正等の操作は一切できません。市は開札までの間は入札状況の閲覧以外の操作は入札案件の取り消しを行う以外の操作はできません。通常の場合、事後審査型の一般競争入札の開札は開札時間に職員がシステムを操作し、一斉に開札を行い、最低制限価格の範囲内にある最低価格での入札者に対して事後審査を行うため、開札事務を終了いた

します。この時、全ての入札者に対しまして、この案件の資格審査を始める旨を伝えるメールが自動的に送信されます。また、同時に最低価格での入札者に対しましては、資格確認書類の提出依頼メールが自動送信されます。

今回の案件につきましては、開札時間前に業者より入札を行ったが、公告内容に示されたとおりにできていないことが判明したので入札を取り下げたいという旨の連絡がございました。JVは組んでいるが、単体企業名により電子入札システムにより入札したという内容でございました。冒頭にも申し上げましたが、電子入札システムの操作では一旦入力した内容の変更や取り下げができないということがございますので、どうすればよいかという連絡がありましたので、書面で提出するよう伝え、開札日当日、書面の提出がありました。電子入札システムの開札処理を行ったところ、その業者が最低価格ではあったというものでございます。市としては、この業者の申し出内容の事実確認をする必要もございまして、電子入札システムの改札の処理を終了する必要もございまして、一旦最低価格者である業者をシステム操作上の審査対象者として電子入札システムは終了いたしました。その後、添付の工事の内訳書、JV協定書等の確認を行ったところ、入札参加者としての資格要件は満たしておりますが、手続に不備があったことを確認いたしました。この状況におきまして、取り下げを認めること、形式での違反のみで資格除外等の処分の適否につきまして万全を期すため、弁護士とも相談いたしまして、意見をまとめる中で取り下げを認めることはやむを得ないもの、処分は過度であると判断したものでございます。それに伴いまして、相談等の案件がまとまるまで15日の夜になりましたので、翌週の18日曜日に審査対象者である次点の業者さんに対しまして、今回工事請負契約締結の案件にしております平原・勝谷共同企業体に対しまして電子システムにより資格審査書類の提出を求めたというものでございます。もう一社につきましても、通知は送付はされているというものでございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

それでは、説明を受けましたので、質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 質疑なしと認め、本件についての質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので御了承願います。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他、委員の方から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時35分 閉会